

はじめに



滋賀県は、真ん中には母なる湖「琵琶湖」があり、その周囲には県土の約半分を占める山々や、そこから広がる平野と河川が一体となって、多様で豊かな自然環境を有しています。また、

琵琶湖は近畿圏約1450万人の生活と産業を支えるとともに、治水機能や観光資源、地域文化の礎など様々な役割を担っています。

こうしたことを踏まえ、平成27年に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、琵琶湖が「国民的資産」と位置づけられました。現在、この法律に基づく琵琶湖保全再生計画の策定に総力をあげて取り組んでおり、琵琶湖を「守るために活かす」政策を本格的に進めてまいりたいと思います。

そして、この世界に誇れる琵琶湖の価値をさらに磨き、内外に発信することで、「琵琶湖新時代」をみなさんと共につくっていきたいと考えています。

これまで、本県では、琵琶湖はもとより県土の環境保全に県民のみなさんとともに取りくんできましたが、依然として水草の大量繁茂による悪臭や生態系への影響、侵略的外来植物の大量繁茂や野生鳥獣による農林水産業への被害、廃棄物の不法投棄などの様々な問題が発生しています。

こうした環境課題に対応するため、平成26年10月に「第四次滋賀県環境総合計画」を策定し、様々な取組を進めています。この計画では、目指すべき将来像を「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」とし、この実現に向けて、3つの基本目標を設けました。

1つ目は、「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」です。主体的に実践行動できる人育ち・人育てにより、環境保全の視点を社会・経済活動に織り込んだ地域社会づくりを推進します。

2つ目は「琵琶湖環境の再生と継承」です。環境と調和した暮らしを営む中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承するとともに、生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます。

3つ目は「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」です。低炭素社会・省エネルギー型社会への転換や環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりと廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の定着等を進めます。

県がこれら基本目標に向かって全力で取り組み、滋賀県の環境を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、NPO など、様々な主体のみなさんに協力いただき、共に行動することが何よりも大切です。

本書が、みなさんの環境保全や琵琶湖への関心と理解を深める一助となり、今後の活動に大いに活用されることを願っています。

平成29年(2017年)1月

滋賀県知事

三浦大造